

項目		三重労働局	三重県建設産業団体連合会 ((一社)三重県建設業協会)	建設業労働災害防止協会 三重県支部	三重県建設労働組合
第2 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策					
1 建設工事の請負契約に関する経費の適切かつ明確な積算	(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	●三重労働局(以下「局」という。)及び県内各労働基準監督署(以下「監督署」という。)が運営する建設工事関係者連絡会議において、「建設業における総合的労働災害防止対策」(平成19年9月)に基づき、発注者及び元方事業者に対する施工時の安全衛生を確保するための必要な経費の積算の要請 ●国土交通省と厚生労働省が連名で作成したチラシ「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です。」の配布	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知	-
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	●前記建設工事関係者連絡会議において、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」及び前記総合的労働災害防止対策に基づく発注者に対する施工時の安全衛生に配慮した工期の設定の要請	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知	-
2 責任体制の明確化		-	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●各種講習、教育の実施 ●安全衛生ハットロールの実施	-
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	(1)建設業者間の連携の促進	●建設工事現場において、元方事業者に対してすべての関係請負人及びその労働者が参加する災害防止協議会の設置と適正な運営の指導	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●各種講習、教育の実施 ●安全衛生ハットロールの実施	-
	(2)一人親方等の安全及び健康の確保	●一人親方の重篤な災害の把握のための情報収集	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●労働者同様一人親方も各種講習、教育を受講	●作業主任者、技能講習等の実施 ●健康診断の実施
	(3)特別加入制度への加入促進等の徹底	●建設工事現場における労災保険成立関係の確認 ○特別加入制度の積極的な周知(予定)	-	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●安全衛生ハットロールの実施時等の際に点検、是正を指導	●県下に13の労働保険事務組合を運営。特別加入者数は中小事業主3,844名、一人親方9,339名(2018年)
4 建設工事の現場の安全性の点検等	(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	●建設業労働災害防止協会三重県支部を通じて、毎年「年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書」を会員事業場(750)に配布し、監督署において労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント等の自主的安全衛生活動の取り組みを促進し、その結果を提出させている。 ●局・監督署において、専門工事を含む建設業関係団体及び地場店開催する安全大会への講師派遣、合同ハットロールの実施、各地区木造家屋等安全対策委員会への出席など ●墜落災害防止強調月間(7月・12月)における建設工事指導、自らが施工する建設工事現場での安全点検の勧奨	●労働基準監督署担当者と建設現場安全ハットロールを実施し、労働災害防止に取り組む	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●各種講習、教育の実施 ●安全衛生ハットロールの実施	●安全ハットロールの実施 ●安全対策に関する会議、学習会等の実施
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資器材等の開発・普及の促進	●三重労働局長による生産性の向上による労働時間の縮減に取り組んだ大規模建設工事現場に対する啓発指導	●i-conを活用した工事現場の生産性の向上に取り組む	●通達、ガイドライン等を会員企業に周知	-

関係機関・団体の取組状況

【関係機関・団体の取組状況：資料4】

項目		三重労働局	三重県建設産業団体連合会 (一社)三重県建設業協会	建設業労働災害防止協会 三重県支部	三重県建設労働組合
5 安全及び健康に関する意識の啓発	(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事現場における新規入場者教育の実施状況の確認 ●上記災害防止協議会における安全衛生教育の実施状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●労務担当者に対する「労働安全を中心とした研修会」の開催 ●建炎防三重県支部と共同で安全衛生に関する研修会、講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講習、教育の実施 ●行事(安全週間等)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●職長、安全衛生責任者教育、各種特別教育等の実施
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事現場におけるリスクアセスメント、危険予知活動、ツールボックスミーティング等自主的安全活動の取組みの促進 		<ul style="list-style-type: none"> ●各種講習、教育の実施 ●行事(安全週間等)の実施 ●安全衛生ハトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●機関紙等での意識の啓発 ●グッズの作成、配布による意識の啓発
第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項					
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	(1)社会保険等の加入の徹底	-	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険未加入対策の推進並びに建設業退職金共済制度、法定外労災制度への加入促進に取り組む ●標準見積書の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●機関紙によるガイドライン等の周知 ●学習会(社会保険適正加入と標準見積書の作成等)の実施 ●窓口相談の実施
	(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	-	<ul style="list-style-type: none"> ●建設キャリアアップシステム受付窓口の開設 ●建設キャリアアップシステムの周知と普及促進に取り組む ●建設キャリアアップシステムと建設技能者に関する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●機関紙による周知(概要や申請手続き、注意事項、最新情報など) ●学習会の実施(概要や申請手続き、注意事項、最新情報など)
	(3)「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●監督署による長時間労働の是正のための指導 ●改正労働基準法による時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日間の取得の義務化等の周知・啓発 ●労働生産性を阻害する労働災害防止対策の推進 →「チャレンジ アンダー2,000みえ推進運動」の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●完全週休二日制工事実施への取り組み ●「働き方改革関連法」に関する説明会の開催 ●「建設業における働き方改革と今後必要となる時間外労働対策について」のセミナーの開催 ●建設事業者向け「労働時間等説明会」の開催(共催：三重労働局、中部地方整備局、三重県、(一社)三重労働基準協会連合会) 	<ul style="list-style-type: none"> ●通達、ガイドライン等を会員企業に周知 ●「働き方改革推進関連法」の解説説明を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革関連法の概要や、事業主が対応すべき事項について、各種会合や学習会、機関紙等で周知を徹底 ●労働局や知事への要請行動 ●賃金実態調査の実施(賃金実態だけでなく、有給や割増賃金、土曜休日などの状況の調査)
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等	<ul style="list-style-type: none"> ●監督署による建設工事現場の安全衛生指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法令の周知と遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講習、教育の実施 ●行事(安全週間等)の実施 ●安全衛生ハトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●講習や学習会の実施
	(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ●前記「墜落・転落災害防止強調月間」(7月・12月)における集中的な建設工事現場の労働災害防止指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●墜落・転落災害防止対策の推進と法令に基づく講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種講習、教育の実施 ●行事の実施 ●安全衛生ハトロールの実施 ●墜落転落災害防止強調期間(7、12月)を設定し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●機関紙、チラシ等による安全意識の啓発 ●グッズの作成、配布による安全意識の啓発 ●安全対策会議や学習会の実施
3 計画の推進体制		-	-	-	-
4 施策の推進状況の点検と計画の見直し		-	-	-	-